

## 業務特記仕様書

### 1 目的

この業務特記仕様書は、長府浄水場排水処理施設運転管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図る事を目的とする。

### 2 業務概要

(1) 乙は、業務仕様書第 2 1 条に定める業務の内容について、適切な運転管理を行い、業務の履行期間内に発生する汚泥を処理するものとし、大別して日常業務及びその他業務とする。

#### ア 日常業務

中央操作監視業務、機械脱水機運転管理業務、点検業務（濃縮設備、加圧脱水機設備、加圧脱水機排水貯留設備、汚泥搬出設備、上澄水ポンプ、補機設備）、清掃業務（加圧脱水機ろ布廻り洗浄、各機器、排水処理施設内）、測定業務（濃縮槽界面、汚泥濃度、ケーキデータ）及び報告書作成業務等

#### イ その他業務

日常業務以外の週例点検、月例点検、年次点検、各種整備及び清掃並びにこれらの実施報告書の作成等

(2) 乙は、甲と密接な連絡を保ち、甲が行う発生ケーキの収集運搬が支障なく行われるように協力しなければならない。

(3) 乙は、業務に精通し、処理技術の向上に努めなければならない。

### 3 業務履行計画書

乙は、業務の実施に当たり、施設の運転管理方法及び運転管理等の体制について記載した業務履行計画書を策定し、甲の承認を受けなくてはならない。

### 4 月間業務計画書等

業務仕様書第 1 1 条で定める排水処理施設月間業務計画書（様式第 1 号）及び排水処理施設月間業務完了報告書（様式第 2 号）に記載する内容等は、次のとおりとする。

(1) 排水処理施設月間業務計画書は、業務履行計画書で計画した運転監視業務、保守点検業務について、より具体的に記載すること。

(2) 排水処理施設月間業務完了報告書は、排水処理施設月間業務計画書で計画した諸事項に対して、その実績が明らかとなるよう記載すること。

## 5 業務記録類

業務仕様書第12条で定める業務記録類は、次のとおりとする。

なお、排水処理施設絶縁抵抗測定表を作成する際は、甲が測定に立ち会うこととし、日程調整においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 排水処理施設運転日報（様式第3号）
- (2) 排水処理施設日常点検記録表（様式第4号）
- (3) 排水処理施設定期点検表（様式第5号）
- (4) 排水処理施設月間運転記録表（様式第6号）
- (5) 排水処理施設絶縁抵抗測定表（様式第7号）

## 6 簡易な修繕等

業務仕様書第25条で定める簡易な修繕等とは、次のとおりである。

- (1) 特殊技能や特殊工具を使用しない調整、修理及び造作等
- (2) 足場を使用しない場所において、錆、腐食等による剥離及び錆防止等のために行う部分的な塗装

## 7 経費の負担

業務仕様書第30条で定める乙が負担すべき業務の経費は、次のとおりとする。

ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。

- (1) パソコン、プリンター及びコピー機等の事務備品
- (2) 各種用紙、筆記用具及びファイル等の事務用品
- (3) ポット、茶器及び台所用品等の消耗品
- (4) 作業服、靴、手袋、ヘルメット、安全マスク及び保護眼鏡等の安全保護具等
- (5) 設備点検、小修理等に係る点検工具、計測機器、懐中電灯等の工具及び機器
- (6) 清掃に係る用具、用品及び消耗品
- (7) 電話及びファックスの設置工事費及び維持費
- (8) 各種保険の加入に係る経費

## 8 範囲外の業務

以下の業務については、本業務の範囲外とする。

- (1) 高圧受電設備、水質計器及び消防消火設備機器の定期点検及び年次点検業務
- (2) 中央監視設備、計装機器及び濁度計の定期点検及び年次点検業務

- (3) 月例水質検査のサンプリング及び分析業務
- (4) 空調等の建築付帯設備の保守管理業務
- (5) 浄水場見学者の対応業務
- (6) 発生ケーキの排出処分に係る業務
- (7) ホイストクレーンの定期点検及び年次点検業務

## 9 突発対応

業務仕様書第23条で定める突発対応は、次のとおりとする。

- (1) 善良な施設の運転管理のもとにおいて、性能に影響を及ぼすような突発的な不具合が設備、装置及び機器等に発生した場合は、被害を最小限にとどめる措置をするとともに、甲へ速やかに報告し、甲の指示により対応するものとする。  
また、対応完了後、排水処理施設異常報告書（様式第8号）を状況のわかる記録（写真等）とともに速やかに甲に提出すること。
- (2) 被害を最小限にとどめるための措置に費用を要した場合には、甲にその旨を報告し、別途協議し甲及び乙の負担を決定するものとする。

## 10 検便の実施

業務に携わる者については、検便を実施し、検便結果書の写しを局担当者に提出すること。検査項目は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ及び0-157とする。なお、検体提出日から6か月を超えて作業を継続する場合は、再度検便を実施し、速やかに検便結果書の写しを提出しなければならない。

## 11 業務報告及び打合せ

- (1) 総括責任者は、実施日の業務報告書を作成し、監督員に提出するとともに、業務についての打合せを行い、内容について疑義が生じた場合は甲乙協議の上決定する。
- (2) 業務報告の方法については甲乙協議の上決定するが、甲が各報告書の提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

以上